

(当文書は契約日が平成30年9月30日までのご契約が対象です)

「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ (平成30年8月版)

「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

【対象の「ご契約のしおり・約款」】

- ①保険組曲Best ②保険組曲Best 既成緩和・ひまわり認知症治療保険
③けんこう・けんこうレディ ④医療サブリ

※以下の1.～5.の各項目のタイトルに、読み替え(変更)が必要な「ご契約のしおり・約款」の番号(①や②など)を記載しています。

1. 「お申込みの際して」「責任開始期について」に記載の内容について、以下のとおり変更します。

(① ②)

●新たにお申込みいただいた契約の引受けを当社が承諾した場合、つぎの①と②のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。

①告知時(告知手続き画面への入力時・告知書への記入時) (*1)

②第1回保険料充当金の受取時 (*2)

(*1) 保険組曲Bestにおいて長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加する場合、①の「告知時」は「申込時(申込手続き画面・申込書への署名時)」として取扱います。

(*2) 第1回保険料充当金の受取時(当社が受け取ったとみなす時期)は払込方法ごとにつぎに定める時となります。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
現金	当社職員が受け取った時
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時
クレジットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時 (*)
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	保険期間満了日の翌日
当社保険契約の年金からの差引	年金支払開始日(第1回の年金支払日)
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日
見直し前契約の前納保険料残額からの充当	見直し後契約へのお申込み時

(*) 当社がクレジットカードの有効性などを確認した時(所定の払込手続き画面上に決済完了メッセージが表示された時)を指します。

※保険組曲Bestで指定契約を追加される場合も同様のお取り扱いとなります。

2. 「お申込み(更新)の際して」「保険料払込時のご注意」の「第1回保険料に充当する金額」に記載の内容について、以下のとおり変更します。(営業職員経由でお申し込みの場合が該当します。)(① ② ③

④)

●第1回保険料に充当する金額

・当社の営業職員につぎの払込方法によりお払い込みいただく際は、つぎのお取り扱いとなります。(指定契約を追加する場合も同様です)

払込方法	お取り扱い
現金	当社が領収した旨をご契約者の指定する携帯電話にショートメッセージサービス(SMS)で送信または固定電話等にFAXにて送信させていただきますので、ご確認ください。 ショートメッセージサービス(SMS)またはFAXをご利用できない場合などには、「第1回保険料充当金領収証」を発行します。
デビットカード クレジットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。

・つぎの払込方法では、「第1回保険料充当金領収証」の発行等はありません。

・ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より第1回保険料充当金を差し引く場合(第1回保険料充当金は、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください)

- ・口座振替により第1回保険料充当金をお払い込みいただく場合
- ・見直し前契約の前納保険料残額から第1回保険料を充当する場合

3. 「お申込み（更新）に際して」「クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）」の1つ目の●の文章について、以下のとおり変更します。（ ）

（お申込み経路が「営業職員」の場合が該当します。お申込み経路が法人募集代理店・通信販売の場合は変更ありません。）

●クーリング・オフの取扱期間

- ・お申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）は、つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

お申込み経路	起算日
・営業職員	<ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（*1）または「クーリング・オフ制度について記載した書面」（*1）の交付日のいずれか早い日 ②保険契約の申込日（更新・変更の場合は更新・変更後のご契約の申込日） ③第1回保険料充当金の払込日（*2）

（*1）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

（*2）払込日は、払込方法ごとにつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
現金	領収日
デビットカード	ご利用日
クレジットカード	ご利用日
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	当社保険契約の満期保険金などの支払日
当社保険契約の年金からの差引	当社保険契約の年金（第1回）の支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日
見直し前契約の前納保険料残額からの充当	見直し後契約への申込日

※契約見直し制度（部分見直し）の場合、後日送付する第1回保険料の振替日に関する「ご案内（はがき）」の到着日を③の「第1回保険料充当金の払込日」として取扱います。

※更新後・変更後契約の第1回保険料充当金の払込方法が満期保険金などの支払金からの差引以外となる場合、③の「第1回保険料充当金の払込日」は「更新日・変更日（更新前・変更前契約の保険期間満了日の翌日）」として取扱います。

4. 「ご契約後について」「受取人・住所などの変更や証券紛失」の「3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き」の枠内の文章を以下のとおり変更します。（ ）

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。

・住所の変更 ・保険証券の再発行 ・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは2018年8月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

5. その他全体にかかわる事項（ ）

弊社では、8月より、これまでプランのご提案に使用しておりました「契約概要（設計書）」を、「ご提案書」と「契約概要」に分けて改定しております。また、プランのご提案や重要事項の説明は、主に携帯端末画面上で説明させていただいております。しおりの中で、「契約概要（設計書）で説明」等の文章につきましては、上記内容にてご理解いただきますようお願いいたします。

太陽生命保険株式会社

【本社】 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】 電話番号 0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

個-734-18-049 2018/08/01